

令和7年度ライフスポーツ推進事業（スポーツ振興支援）業務委託  
仕 様 書

1 業務の名称

令和7年度 ライフスポーツ推進事業（スポーツ振興支援）

2 目 的

本市では、「市民ひとりスポーツを楽しむ元気なまち」の実現に向け市民がスポーツへの興味関心を持てる健康づくりの事業について、長井市置賜生涯学習プラザ等を会場に展開していく。また、新たなスポーツコミュニティを構築しスポーツ事業のコンサルティングを行い、市民の参加が得られる運営手法の確立と体制づくりを目指す。

3 委託期間

契約日～令和8年3月31日（火）

4 委託上限額

金 8,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）とし、委託業務の実施に必要な費用を全て含むものとする。

5 業務の内容

当該業務は下記に掲げる内容とし、事業の実施にあたっては、発注者と受注者が協議及び協力して行うものとする。

- (1) 生涯学習プラザを会場として行われる総合型地域スポーツクラブ「長井花のまちスポーツクラブ (<http://nagai-hanaspo.jp/>)」事業のコンサルティング
  - ・参加したくなる教室の企画・運営
  - ・教室内容のブラッシュアップ
  - ・スポーツの実技指導
  - ・市民のスポーツ推進のために必要な指導・助言
- (2) スポーツの振興を図る組織体制の強化
  - ・自立した事業運営を目指した体制づくり
  - ・人材育成、きっかけづくり等

6 業務執行上の留意点

- (1) 本業務の遂行にあたり第三者に損害を与えた場合は、本市の責めに帰すべき理由により生じたものを除き、受託者が当該損害額を負担すること。
- (2) 受託者は、本業務により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡することはできない。ただし、あらかじめ本市から文書による承認を得た場合は、この限りではない。
- (3) 本仕様に記載のないものについては、市と受託者が協議して決定するものとする。

- (4) 受託者は、本業務の遂行に関して知り得た事項を第三者に漏らし、又は本市の承認を受けずに資料等を第三者に閲覧させてはならない。
- (5) 本市は、受託者が前規程に違反し、本市又は第三者に損害を与えた場合は、受託者に対し契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

## 7 管理責任者の選任

本業務の管理責任者には、公認スポーツ指導者資格もしくはこれに類する資格を有し、本業務をおこなうために必要な業務経験を有する者を選任しなければならない。

## 8 事業計画及び実施報告等

- (1) 事業開始前までに「安全管理マニュアル」と「事業計画書」を提出すること。
- (2) 3 か月毎に「事業実施報告書」、業務完了時に「業務完了報告書」を提出すること。
- (3) 上記のほか、本市が運営等に係る書類の提出を求めた場合は、その求めに応じること。

## 9 委託料の支払い

委託料の支払い方法は、業務完了後の精算払いとする。ただし、市と受託者の協議により概算払いできるものとする。